

令和7年度大会運営に係る要項、 事業計画及び収支予算説明会

本編

(ジュニア育成地域推進事業・シニアスポーツ振興事業)



(公財) 足立区スポーツ協会

令和7年度ジュニア育成地域推進事業・ シニアスポーツ振興事業について

1 ジュニア育成地域推進事業について

(1) 概要

- ・ 目的：地域におけるジュニアスポーツのすそ野を広げること
- ・ 主催者：東京都、(公財) 東京都スポーツ協会、(公財) 足立区スポーツ協会
- ・ 主管者：加盟団体（事業実施団体）

(2) 事業内容一覧（令和6年度現在）

No.	事業名	主管団体
1	指導者審判員研修会・審判講習会	軟式野球連盟
2	少年軟式野球教室	軟式野球連盟
3	ジュニア陸上強化練習会	陸上競技協会
4	ジュニア柔道強化練習会	柔道会
5	ジュニア卓球指導者レベルアップ講習会	卓球連盟
6	ジュニア卓球教室	卓球連盟
7	ミニバスケットボール強化練習会	バスケットボール連盟
8	ジュニアサッカー強化練習会	サッカー協会
9	ジュニアバドミントン強化練習会	バドミントン協会
10	小学生バドミントン教室	バドミントン協会
11	ジュニアなぎなた教室	なぎなた連盟
12	小学生テニス教室	テニス協会
13	ジュニアトランポリン教室	トランポリン協会
14	トランポリン強化練習会	トランポリン協会
15	トランポリン指導者レベルアップ講習会	トランポリン協会
16	ジュニアゴルフ教室	ゴルフ連盟
17	ジュニアボウリング教室	ボウリング連盟
18	ジュニア新体操強化練習会	新体操連盟
19	武術太極拳強化練習会	武術太極拳連盟
20	コンプライアンス研修会	スポーツ協会

2 令和6年度ジュニア育成地域推進事業の分担金（補助金）の支給状況について

各加盟団体から提出された令和6年度予算書の要求額の合計額 > 都配分予算^{※1}

- ① 継続事業・前年予算を基準に、都配分予算まで縮小し当初申請⇒7月初旬支給
- ② 特別申請制度^{※2}により再申請⇒①の縮小分について10月上旬に追加支給

※1 都配分予算：都より各地区体協に配付される定額予算

※2 特別申請：当初申請後に、都内全ての地区体協の都配分予算余剰分を活用し、再募集をする制度

3 令和7年度ジュニア育成地域推進事業実施に係る留意点

(1) 予算編成について

令和7年度については、令和6年度同様に各加盟団体の要求額を満額支給できない可能性がある。事業内容や要求額が変わらないようであれば、令和6年度同様の動きになると想定していただきたい。

(2) 新規事業等の実施について

新規事業を検討している場合や既存事業で内容を大幅に変更する場合は、12月末までにスポーツ協会事務局に連絡すること。

(3) 令和7年度ジュニア育成地域推進事業のスケジュールについて

- ① 本日配付した令和6年度版「第3号様式 事業実施計画書」と「第4号様式 収支予算書」を令和7年2月28日（金）までに提出
※事務局担当者が令和7年度版へ転記予定
- ② 「第5号様式 確認書」と「第6号様式 公金取扱者設置届出書」は2月中旬に都より送付される新様式を使用して、令和7年3月14日（金）までに提出
- ③ 7月初旬に分担金（補助金）を指定口座へ入金
- ④ 事業終了後1か月以内に決算関係書類を提出

4 令和6年度ジュニア育成地域推進事業について

(1) 事業終了後の流れについて

- ① 謝金等の振込（源泉徴収を忘れずに）
- ② 源泉徴収分をまとめて当協会指定口座に振込
- ③ 指定の様式で決算関係書類をスポーツ協会に提出（領収書等は原本を提出）
- ④ 東京都スポーツ教室の審査終了後に当協会担当より連絡があるので、分担金の返戻額を当協会指定口座に振込

(2) ジュニア育成地域推進事業及びシニアスポーツ振興事業において、令和6年1月から12月までの謝金額が5万円を超える方（同一人に集約）がいる場合

- ・ 本人の了解のもと、以下について聴取し、該当者がいる場合は当協会担当に令和7年1月10日（金）までに報告すること
 - ア 住所（住民票に記載されているもの）
 - イ 氏名
 - ウ 個人番号（※取り扱い注意 eメール等インターネットで報告せず、紙媒体を使用すること）
 - エ 支払金額、（令和6年1月1日から12月31日まで）
 - オ 源泉徴収金額

※「ウ 個人番号」のみ紙（様式自由）での提出が必要です。なお、本件で徴収した個人番号は令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書作成に使用し、それ以外の目的では使用いたしません。

(3) 決算における留意事項

- ・ 振込明細書、業者発行のレシートなどについては、厳正に保管すること
- ・ 事務の手引きを必ず確認し、様式を作成すること
- ・ 看板の写真を添付する際は、手引き 8 ページの記載例に沿ったものであるか確認すること
- ・ 嗜好品は認められない
- ・ 当協会及び東京都スポーツ協会の名称変更に留意
- ・ 第 15 号様式（証拠書類添付様式（台紙））については当協会で準備するので不要

5 シニアスポーツ振興事業について

(1) 概要

- ・ 目的：東京都における高齢者のスポーツ実施率の向上を図り、もって、高齢者の健康の維持・増進に寄与する
※原則 60 歳以上の方が対象
- ・ 主催者：東京都、(公財) 東京都スポーツ協会、(公財) 足立区スポーツ協会
- ・ 主管者：加盟団体（事業実施団体）

(2) 事業内容一覧（令和 6 年度現在）

No.	事業名	主管団体
1	シニアサッカー	サッカー協会
2	シニアテニス大会	テニス協会
3	シニアゲートボール大会	ゲートボール協会
4	リバーサイドウォーキング	スポーツ協会